




Q9-10 3ファイル形式の移転価格文書について

台湾は経済協力開発機構(OECD)のメンバーではありませんが、OECDのBEPSプロジェクトについて研究し、BEPSのコンセプトを順次制度化し、取り入れています。移転価格に関しては、BEPSプロジェクトのうち行動計画13(移転価格文書化および国別報告書の実施に関する指針)を受けて、2017年11月13日移転価格監査準則が改定され、国別報告書(Country by Country Report, "CbCR")、マスターファイル(Master file, "MF")、およびローカルファイル(従来の移転価格報告書)の3ファイル形式の移転価格文書の作成および提出が義務づけられました(移転価格監査準則第21条から第22条の1)。以下の表に示すセーフハーバー基準により一定の規模未満の場合は作成・提出が免除されますが、基準を上回る場合は国別報告書やマスターファイルの提出が必要となります。

		 国別報告書 CBCR	 マスターファイル Master files	 ローカルファイル Local files
作成・提出の要件	台湾	台湾子会社の所属する多国籍企業グループの親会社が母国でCbCRの提出が必要 (ただし、マスターファイル提出義務がなければ、CbCR提出不要)	台湾子会社の当年度の収入総額(売上+営業外収入)がNT\$30億以上かつ海外関連者との取引NT\$15億以上	台湾子会社の当年度の収入総額がNT\$3億以上かつ関連者間取引総額がNT\$2億以上
	日本	前年度の連結売上高がJPY1,000億以上		前年度の関連者との取引がJPY50億以上あるいは無形資産取引がJPY3億以上
作成義務者	最終親会社			台湾子会社
提出期間	決算日後 1年以内 に提出、日台間では自動情報交換により、個別提出は不要	法人税確定申告(決算日後5ヶ月目)までに 作成 、決算日後の 1年以内 に提出	法人税確定申告までに 作成 、税務当局 要求時1ヵ月以内 に提出	
主な内容	企業グループが所在する各国・地域の事業内容、主要財務情報など	企業グループの関係図、事業概要、グループ全体の財務状況と納税状況など	従来の移転価格報告書内容	